

「第 95 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 3 年 7 月 2 日（金曜日）に、「第 95 回 コーデックス連絡協議会」をウェブ開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は、令和 3 年 7 月に開催される第 25 回食品残留動物用医薬品部会(CCRVDF)、第 52 回残留農薬部会(CCPR)の主な検討議題の説明を行い、令和 3 年 4 月に開催された第 5 回スパイス・料理用ハーブ部会(CCSCH)、令和 3 年 5 月に開催された第 14 回食品汚染物質部会(CCCF)及び第 41 回分析・サンプリング法部会(CCMAS)の報告を行い、意見交換を行いました。なお、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という情勢を鑑み、3 省庁が集まる会議室と各委員を繋ぐウェブ開催としました。同様に、一般傍聴についてもウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 25 回食品残留動物用医薬品部会(CCRVDF)

- ・仮議題 7「1 つ以上の種への MRL（最大残留基準値）の外挿に関する討議文書（優先順位リストの Part D で特定された MRL の外挿に関するパイロットスタディを含む）」について、資料中の「外挿に関する CCRVDF の裁量を増やす」との記述の意味を問う質問がありました。これについて、これまでは、JECFA（FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議）の評価に基づき、原則種ごとの MRL 案を作成してきたが、CCRVDF が他の種にも外挿できるように緩和するという意味である旨回答しました。
- ・同じく仮議題 7 について、対処方針案に記載の「動物種ごとの代謝の差の影響を最小限にする要件」について具体的に教えてほしいとの質問がありました。これについて、例えば、反芻動物のようなグループの中で、2 つの動物種に同じ MRL が設定されていたり、残留試験の結果から代謝の仕組みが同様であったりすることの要件を意味し、これを満たせば種ごとに評価するのと同様に、グループ内の他の種にも適切な MRL を設定できると考えている旨回答しました。
- ・仮議題 9「動物用医薬品の並行評価における長所及び短所に関する討議文書」について、食用生産動物に使用する新規の動物用医薬品は多くなく、コーデックス MRL を設定するまでの期間の短縮化の効果は限定的ではないかのご意見があり、本議

題の意義について質問がありました。これについて、限定的であるが、特に発展途上国には自ら基準値を設定することが難しく、国際基準を頼っている国もあることから、国際基準設定の早期化は途上国支援につながる旨及び国内でも MRL 設定時に国際基準があると評価がしやすくなる旨回答しました。

- 仮議題 11「JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案」について、JECFA が実施するリスク評価の対象物質は動物用医薬品自体なのか、動物に投与して生じる代謝物なのか質問がありました。これについて、JECFA において、動物に投与した試験データ等から、動物用医薬品そのものと代謝物の両方の毒性を評価し、ADI（許容一日摂取量）を設定している旨回答しました。
- 牛ソマトトロピンの MRL 案について、どのステップにあるのか、及び MRL 採択に関する今後の予定について質問がありました。これについて、2015 年の CCRVDF 及びコーデックス総会において議論されたものの、合意に至らず、ステップ 8 で保留となっている旨、今後の MRL 採択の時期については決まった予定は承知していない旨回答しました。
- 日本からの食品輸出の促進のために提案した内容について、具体的に教えてほしいとのご意見をいただきました。これについて、輸出促進のためだけに対応しているわけではないが、全体として、また、特に仮議題 7 や仮議題 9 についての議論は各国との調和や国際基準の早期設定を図るものであることから、結果として輸出促進にもつながると考えている旨説明しました。

(2) 第 52 回残留農薬部会 (CCPR)

- 仮議題 7 (b)「クラス D - 植物由来の加工食品（ステップ 4）」について、「多くは飼料として使用されるが少しでも食品として使われる植物由来の加工食品は、食品と位置付けることとした」とあるが、少しでも食品として使われると判断する基準は何かと質問がありました。これについて、多くの国では飼料として使用されていても、どこか一国であっても食品として使用されている実態があれば食品に分類することとしている旨回答しました。
- JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) で評価する際に、学術論文が提出された場合の扱いについて教えてほしい、また、今後学術論文の扱いについて重要性が高まると考えてよいのかとの質問がありました。これについて、JMPR ではメーカーが提出する GLP (優良試験所基準) 対応の試験結果を用いて評価するのが原則だが、それだけで十分でない時には学術論文を使用することがある旨回答しました。また、EU では学術論文も評価に用いられており、科学に基づいた評価の中で、必要に応じて学術論文も参照される方向に向かうと考えられる旨回答しました。
- 現時点でコーデックスのホームページに第 52 回会合の仮議題や資料が掲載されていないことについて、遅すぎるのではないかと意見がありました。これについて、そのとおりであり、他の加盟国も部会準備に苦慮していると思われる旨回答しました。

(3) 第 41 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

- ・仮議題 7「サンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) の改定」について、まだ議論を要する点が多くステップ 5 に上げるのは時期尚早であるとの日本の意見を反映させてほしかったとのご意見をいただきました。これについて、まだ議論を要する部分があったとしてもステップ 5 にすることは可能であるとの事務局からの見解に多くの国が賛成したため、それ以上の議論は行われなかった旨説明しました。
- ・クライテリアアプローチについて質問がありました。これについて、クライテリアアプローチは分析法の性能の規準を定めるものであり、その規準を満たせばどの分析法でも使用可能となるため、分析法のリストは作成せず、分析法そのものをリストする場合と比べて使用できる分析法の幅が広がること、クライテリアアプローチに変更できるのは Type II 及び III に限られる旨回答しました。
また、クライテリアを満たしている分析法については、コーデックス委員会に登録する必要があるのか質問がありました。これについて、クライテリアアプローチの条件を満たしていれば登録の必要はない旨回答しました。
- ・資料中に物理的作業部会 (PWG) の記載があるが、実際に対面で行われたのか質問がありました。これについて、コーデックスにおいて部会の前日に現地で行われるような対面の作業部会を PWG と呼んでいることから、実際にはバーチャルで行われた今回の作業部会も PWG と便宜上呼んでいる旨回答しました。また、本年 2 月に開催された第 32 回一般原則部会 (CCGP) において、対面による会合とウェブ形式による会合とを区別して扱う必要があるか議論となっており、今後、コーデックスにおいて使用する用語がどうなるかはわからない旨補足しました。
- ・PWG の表現について、今後混乱をきたさないよう取扱いを統一してほしいとのご意見をいただき、今後コーデックス連絡協議会の資料においてはわかりやすくなるよう検討する旨説明しました。

(4) 第 5 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)

- ・議題 3「オレガノの規格案」について、実際に輸入・流通・販売等の際、定義に合わないオレガノをどのように確認するのか質問がありました。これについて、今回定義に入らなかったものは、*Origanum* 属の中の *Origanum majorana* 及び Turkish sword oregano の 2 つであること、*Origanum majorana* は、オレガノとは風味が違い、栽培から区別されているオレガノ属のハーブであること、Turkish sword oregano は、通常オレガノとは認められておらず、香気成分比率がオレガノとは異なるため分析等で区別可能である旨回答しました。
- ・議題 4「ショウガの規格案」について、CCSCH が二酸化硫黄を加工助剤と判断したことに関し、二酸化硫黄は食品添加物の一般規格 (CXS 192-1995) (GSFA) では、食品分類 12.2.1「ハーブ及び香辛料」に添加物として使用が認められており最大残存量は 150 mg/kg となっているが、GSFA では加工助剤ではなく添加物とされていても、個別食品部会の判断が優先されるのか質問がありました。これについて、規格中の食品添加物条項を検討するのは個別食品部会だが、その条項が

適切な内容かどうかを検討し、承認するのは食品添加物部会（CCFA）であり、個別食品部会の判断が優先されるというものではないこと、また最近開催された CCFA の作業部会において、CCSCH で検討されたショウガの規格案の二酸化硫黄の部分については承認されない方向となったと聞いており、本件は CCSCH の次回会合で再び検討する可能性がある旨回答しました。

- ・同じく議題 4 について、加工助剤として使用される二酸化硫黄について、国内に輸入・流通・販売等される際どのように管理するのかとの質問がありました。これについて、漂白した乾燥ショウガの輸入はほとんどないのが現状であるが、今後、生産国の漂白の状況に注視していく必要があると考えている旨回答しました。
- ・同じく議題 4 について、二酸化硫黄の上限値を 150 mg/kg とすると、漂白ショウガと非漂白ショウガの区別ができないので二酸化硫黄の値はもっと低い方がよいのではとの質問がありました。これについて、ご指摘の点は懸念していること、今後、生産国の漂白の状況に注視していく必要があると考えている旨回答しました。
- ・同じく議題 4 について、二酸化硫黄の上限値について、今後日本に輸入される食品にも影響する可能性があることから、CCFA においても日本の意見を戦略的に発言するべきである旨ご意見をいただきました。また、亜硫酸について、食品安全委員会で評価がされておらず国内でリスク評価すべきとのご意見をいただきました。
- ・同じく議題 4 について、包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（CXS 1-1985）（GSLPF）では、10 mg/kg 以上の亜硫酸塩が存在する場合、アレルゲン表示が必要とされているが、アレルゲン表示に関する検討はどうなっているのかとの質問がありました。これについて、CCSCH ではアレルゲン表示に関する議論はされていないが、現在の表示条項案では GSLPF に従って表示するとされている旨回答しました。

(5) 第 14 回食品汚染物質部会（CCCCF）

- ・議題 5「総乾燥カカオ固形分が 30%未満のチョコレート中のカドミウムの最大基準値」及び議題 6「総乾燥カカオ固形分が 30%以上 50%未満のチョコレート及びカカオパウダー（総乾燥カカオ固形分 100%）のカドミウムの最大基準値」について、技術的な議論は各部会で行うものであり、総会において再度技術的な議論を繰り返さないという立場を今後も維持してほしいとのご意見をいただきました。
- ・議題 9「食品中の鉛汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 56-2004）の改訂」について、食品加工において重要な過助剤である珪藻土及び活性炭の鉛の規格（specification）の見直し並びにベントナイトの規格の策定が可能かどうかのデータの評価を JECFA に要請するよう CCFA に勧告することについて、CCFA では添加物の議論がひと段落したら加工助剤の議論をすると作業の順番を決めていると承知している。鉛の規格見直しは急ぐ必要があるのか教えてほしいと質問がありました。これについては、現行のろ過助剤に不純物として含まれている鉛が飲料の鉛汚染の原因となるとして、今回の規範の改訂では、飲料中の鉛濃度を

減らす対策の一つとして、鉛の含有量が低いろ過助剤の使用や、ろ過助剤を酸で洗浄して鉛含有量を下げることが新たに追加されたことを紹介し、**CCCF** としてはろ過助剤の規格の見直し、策定の時期の議論はしていないものの、より安全なろ過助剤が利用可能となるようできるだけ早く行われるのが望ましいのではないかと回答しました。

3. その他

農林水産省より、食料生産において **SDGs** や環境を重視する国内外の動きを受け、本年 5 月に策定した「みどりの食料システム戦略」の概要を紹介しました。また、養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会の報告書を踏まえた農林水産省の改善策の概要、特に、行政の透明性を高める方策の一環として **OIE** 連絡協議会の運営を見直すこととなったこと、これに関連し、類似の機能を持つコーデックス連絡協議会の運営についても、三省庁で協力し、改善して行きたい旨説明しました。

(以上)